

特定原産地証明書発給事務所における特定原産地証明書の交付方法について

2023年6月19日

日本商工会議所

特定原産地証明書の発給は、開始以来、窓口での交付を中心に行ってまいりましたが、昨今の貿易取引のデジタル化を踏まえ、本年6月26日から、日インドネシア協定におけるデータ交換の運用を開始する予定です。また、本年7月18日からは、日インド協定および日マレーシア協定、日アセアン協定（マレーシア向け）の特定原産地証明書のPDF発給を開始する予定です。

これにより、2023年度中には、発給する特定原産地証明書の8割以上がオンラインによる交付となる見通しです。

このような状況のもと、今後、窓口での交付はより限られてくることから、7月中を目途に、特定原産地証明書の交付方法については、電子発給（PDF発給、データ交換）もしくはレターパックによる郵送を基本とし、窓口交付は発給事務所ごとの判断での実施とさせていただきます。

各発給事務所における窓口交付実施の有無等、詳細については、後日、第一種特定原産地証明書発給システムログイン前画面および当所ホームページ上でアナウンスいたします。窓口交付を行わない発給事務所では、電子発給もしくは郵送のみとなります。あらかじめご承知おきください。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)